

宮崎県における高付加価値・着地型観光コンテンツ 造成・磨き上げ事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

本県では豊かな自然や古来より受け継がれてきた文化等が重要な観光資源となっており、これらを生かしながら、訪日外国人旅行者、特にいわゆる高付加価値旅行者層（着地単価 100 万円以上の訪日外国旅行者）の観光滞在時間を増やし、観光消費額の増加を図ることは、地域の自然、文化、産業等の維持・発展につながることから、宮崎県のインバウンド戦略において重要な柱である。

本事業では、地域に根ざした観光資源を海外の旅行会社や個人旅行者向けに販売可能な商品となるよう受入体制や必要な資料の整備、磨き上げを行うことで、本県の海外向け観光コンテンツの充実、誘客を図ることを目的とする。

2 委託の内容

宮崎県における高付加価値・着地型観光コンテンツ造成・磨き上げ事業業務委託仕様書

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで（予定）

4 委託費用（委託上限額）

20,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後、精算払いとする。

5 参加資格要件

以下の全てを満たす者

- (1) 本業務と同種、同規模以上の業務の実績有する者で受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (7) 都道府県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

6 日 程

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年5月13日（水） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和8年5月21日（木）午後5時 |
| (3) 参加申込期限 | 令和8年5月21日（木）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年5月29日（金）午後5時 |
| (5) 企画提案書の審査 | 令和8年6月3日（水）頃～ ※ 書類審査 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年6月5日（金）頃予定 |

7 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出方法 本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式1を提出すること
- (2) 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- (3) 提出期限 令和8年5月21日（木）午後5時
※ 行き違いを防ぐため、送信後、「13 書類提出及び問合せ先」記載の連絡先まで送信した旨電話連絡を行うこと。

8 質問及び回答

- (1) 提出方法 電子メールで別紙様式2を提出すること
- (2) 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- (3) 提出期限 令和8年5月21日（木）午後5時
※ 行き違いを防ぐため、送信後、「13 書類提出及び問合せ先」記載の連絡先まで送信した旨電話連絡を行うこと。
- (4) 回答方法 質問者を匿名化した上で、企画提案競技参加申込者全員に電子メールで回答する。

9 企画書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（別紙様式3）
 - ② 企画提案添付資料

【留意事項】

ア 企画提案書に記載した事項に加え、仕様書に定める業務の進め方や提案事項（提案のあった事項については委託料の範囲内で実施するものとする）についての説明を任意様式（ただし、A4サイズとする）で作成し、提出すること。

イ 以下の項目については必ず記載すること。

 - 1) 本業務の責任（予定）者
 - 2) 業務スケジュール

ウ 磨き上げ・商品化の素材として企画提案時点で想定されるものがあれば、具体的に記載すること。

 - ③ 見積書（任意様式）※内訳が分かるように記載すること。
 - ④ 誓約書（別紙様式4）
 - ⑤ 法人概要書（別紙様式5）
 - ⑥ 法人概要（既存資料・パンフレットで可）
 - ⑦ 「①企画提案書」に記載した受注実績に関する契約書・仕様書の写し（1件分で可）
- (2) 提出方法等
 - ① 提出方法 上記(1)の書類をデータ形式PDFファイルとし、電子メールで提出すること。電子メールにより難しい場合は、A4サイズに印刷したものを6部送付

すること（必着）。

- ② 提出先 本要領13（書類提出及び問合せ先）を参照
- ③ 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時まで（必着）

※ 行き違いを防ぐため、送信後、「13 書類提出及び問合せ先」記載の連絡先まで送信した旨電話連絡を行うこと。

10 審査等

- (1) 審査方法
審査委員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って書面審査を行う。
- (2) 選定方法
審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を選定する。
- (3) 審査結果の通知
令和8年6月5日（金）頃（予定）に、申込者に文書で通知する。

11 契約の締結

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。（契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき等、財務規則に定める免除要件に該当しない場合は契約保証金の納付が必要となるため、留意すること。）

12 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 提案にあたっては、調査や分析の手法を整理し、具体的に提案すること。また、調査・報告等のスケジュールを提案すること。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 応募者が次のいずれかに該当する場合はその企画提案は無効とする。
 - ① 参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「5 参加資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ② 提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
 - ⑤ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ⑥ 2件以上の企画提案をしたとき
 - ⑦ その他無効とするに足る事実が明らかになった場合
- (6) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (7) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

13 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部観光推進課海外誘致・MICE担当

所在地：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

E-mail:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp 電話：0985-26-7530